

令和8年 第15回八雲町議会全員協議会会議録

令和8年9月10日 議員控室

○報告事項

- (1) 連携中枢都市圏構想に係る取り組みについて（政策推進課）
- (2) 渡島廃棄物処理広域連合「クリーンおしま」の火災に伴う状況報告について（環境水道課）

○その他

- (1) 八雲町議会DXの進捗状況について
- (2) 八雲町議会ハラスメント防止条例施行規則について

○出席議員（13名）

議長	大久保 建 一 君	副議長	宮 本 雅 晴 君
	赤 井 睦 美 君		牧 野 仁 君
	横 田 喜世志 君		黒 島 竹 満 君
	関 口 正 博 君		倉 地 清 子 君
	水 野 博 美 君		寺 田 広 樹 君
	三 澤 公 雄 君		小 西 雄 一 君
	斎 藤 實 君		

○欠席議員（1名）

安 藤 辰 行 君

○出席説明員（3名）

政策推進課長	宮 下 洋 平 君	政策推進長補佐	高 嶋 一 登 君
環境水道課長	上 野 誠 君		

○出席事務局職員（3名）

事務局長	野 口 義 人 君	事務局次長	藤 原 悟 史 君
議事係長	千 代 貴 大 君		

◎ 開会・議長挨拶

○議長（大久保建一君） それでは定刻より早いんですけれども、令和 8 年第 15 回全員協議会を開会いたします。挨拶は、割愛させていただきます。

【政策推進課職員入室】

◎ 報告事項

○議長（大久保建一君） それでは報告事項 1 番、連携中枢都市圏構想に係る取り組みについて、報告をお願いいたします。

○政策推進課長（宮下洋平君） 議長、政策推進課長。

○議長（大久保建一君） 政策推進課長。

○政策推進課長（宮下洋平君） よろしくお願ひします。

それでは、連携中枢都市圏構想に係る取り組みについて、ご説明いたします。

資料をご覧になる前に、はじめに今回ご説明する内容を簡単に申し上げます。

渡島、檜山地方の市町で構成する南北海道圏域では、函館市を中心市として平成 26 年から南北海道定住自立圏を形成しまして、医療、福祉、公共交通、移住定住、人材育成などの分野で広域連携を行ってまいりました。人口減少・少子高齢化が一層進む中で、これまでの生活関連分野の連携を基本的に引き継ぎながら、GX、AI、DX、広域観光、高度医療、高等教育など、経済成長や高次都市機能まで連携の範囲を広げるため、函館市では、令和 9 年度から南北海道圏域を連携中枢都市圏へ移行する方針を示しております。

本町におきましても、函館市からの提案を受けまして、関係市町とともに連携内容について協議を進めているところであります。

それでは、資料の項目に沿ってご説明いたします。

まず、1 ページの 1、趣旨及び目的についてであります。

連携中枢都市圏構想は、人口減少や少子高齢化が進む中にあっても、地域の活力を維持し、住民が安心して暮らしていくことができるよう、地域の中心となる都市と近隣市町村が連携し、圏域全体として必要な機能を確保していこうとする制度であります。

具体的には、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積、強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の 3 つを柱として取り組むものであります。

次に、2 の連携中枢都市圏形成の手続きについてであります。

形成に当たっては、まず中心都市が連携中枢都市宣言を行い、次に中心都市と近隣市町村が連携協約を締結し、その後、中心都市が具体的な取組などを示す連携中枢都市圏ビジョンを策定する流れとなります。なお、連携協約の締結につきましては、地方自治法の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があります。

次に、1 ページから 2 ページにかけての財政措置等についてであります。

連携中枢都市圏ビジョンに基づく取組については、国の交付税措置が設けられており、近隣市町については、1 市町村当たり年間 1,800 万円を上限として特別交付税措置が講じられます。

これは近隣市町にとって財政上のメリットの一つであり、既存事業であっても、圏域の連携事業として位置付けられ、財政措置の対象となるものであれば、町の一般財源負担の軽減につながるものであります。なお、この年間 1,800 万円を上限とする措置は、現在の定住自立圏にも同様に設けられております。

4 の北海道における取り組みについては、資料記載のとおり、現在、道内では札幌市と旭川市を中心とする 2 つの圏域が形成されております。

続いて、5 の南北海道定住自立圏からの移行についてであります。

南北海道定住自立圏では、これまで渡島、檜山管内の 18 の市町が連携し、様々な取組を行ってきましたが、今後は、これまでの取組に加え、GX や広域観光、高度医療など、より広い分野で連携を進めるため、連携中枢都市圏への移行が検討されているものであります。

次に、6 の連携項目についてであります。資料 2 ページから 3 ページにかけてであります。

現在の定住自立圏から引き続き実施する取組としては、ドクターヘリの運航支援や夜間急病センターの運営支援、文化、スポーツ施設の相互利用、生活バス路線の維持、確保、移住、定住の促進、職員合同研修などがあります。

これらの中には、定住自立圏の形成を契機に新たに始めたものだけではなく、それ以前から各市町や関係機関が実施してきた既存事業を、圏域の連携事業として位置付けているものもあります。

一方、連携中枢都市圏で新たに想定されている取組としては、GX 関連産業の集積や人材育成、AI、DX の推進支援、広域観光のプロモーション、高度な医療サービスの提供、高等教育機関との連携などが挙げられております。

したがって、今回の移行は、これまでの定住自立圏の取組をやめて、全く新しいものに置き換えるということではなく、これまでの連携を基本的に引き継ぎながら、経済成長や高次都市機能の分野まで連携の幅を広げるものと捉えております。

最後に、7 の連携協約締結までのスケジュールについてであります。

函館市では、本年 6 月に連携中枢都市宣言を行っており、10 月には連携中枢都市圏ビジョンに係るパブリックコメントを予定しております。その後、令和 9 年 3 月に各市町で連携協約の締結に係る議決を行い、函館市によるビジョンの策定、公表、函館市と各市町との連携協約の締結を経て、令和 9 年度から連携中枢都市圏へ移行する予定となっております。

本町におきましても、令和 9 年 3 月定例会に連携協約の締結に係る議案を提出したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。なお、8 の連携対象市町につきましては、資料に記載しております渡島管内 10 市町、檜山管内 7 町で函館市を含めた南北海道圏域全 18 市町での形成を予定しております。

資料の最後には、参考資料として、国の連携中枢都市圏に関する資料と、定住自立圏と連携中枢都市圏の制度比較を添付しておりますので、後ほどお読み取りいただければと思います。

以上、雑ぱくではありますが、連携中枢都市圏構想に係る取り組みについての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） はい、説明が終わりました。本件について質疑ある方は挙手をお願いいたします。

○4 番（赤井睦美君） はい。

○議長（大久保建一君） 赤井議員。

○4 番（赤井睦美君） すみません。多分違うと思いますけど、3 ページの（2）のイで高度な医療サービスの提供ってあるんですけど、これによって、例えば内科医師が派遣されるとか、そんな可能性は全く関係ないですね、きっと。

○政策推進課長（宮下洋平君） 議長、政策推進課長。

○議長（大久保建一君） 政策推進課長。

○政策推進課長（宮下洋平君） 関係あるかないかといえば、関係ないかもしれません。医師の派遣とこの今回の連携は別物というふうに考えております。

○議長（大久保建一君） よろしいですか。

○4 番（赤井睦美君） はい。

○議長（大久保建一君） はい、他。

○12 番（三澤公雄君） はい。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） 僕も視点的には赤井さんと似てるかもしれないんだけど、これまでの広域連携とそんなに詳しくない内容だと思うんですけど、中心市、まあ、函館に特別交付税で1 億2 千万で、近隣市町は1,800 万円。あまりにも額に差がありすぎるし、じゃあ、中心市は何担うのかなと説明聞いても、特に。

そして、取り組むことは同じ（1）から（3）。何か特別に中心市がね、そういった医療サービスも含めて、医師の派遣だとかで困っていることにもう少し傾けてくれるようだとか、僕らにはあまりメリットがないと言ったら言い方は失礼かもしれないけど、これまでの関係性が変わらずでいて、それでいてこうやって得られる金額に差があるっていうのは、協議する中で何かそういう話し合い。まあ、同じ1,800 万の仲間が17 人もいるわけだから、何がしかそういった意見とかやってしかなるべきかなと。そういう話がちょっと聞きたいなと思ったんですけど。

○政策推進課長（宮下洋平君） 議長、政策推進課長。

○議長（大久保建一君） 政策推進課長。

○政策推進課長（宮下洋平君） これまでの協議の中ではですね、どちらかという、函館市が財政負担が増えるというような認識で聞いております。

この連携中枢都市圏の構成の7 町に入ったからと言って、何か財政負担が町として増えるということではなくて、函館市がやる取り組みに対しての交付税。まあ、そういう措置っていうのが増えるというような認識でおります。

例えば、医療でいけばですね、市立函館病院の高度医療化。それに伴って、高度医療になることによって、例えば、八雲町の患者さんが行った時に高度な医療が受けられるとか。あと、医師の確保とはちょっと違うんですけども、大学の連携と医療の部分に関わるんですけども、看護学校。大学に看護学部を設けるとかですね、そういった取り組みが今、進められるというふうには聞いております。

あと、大学との連携としましては、未来大学を中心に高度な、例えば、DX 関連の人材を育成するとか、そういった取り組みが想定されておりますので、どちらかという、財政負担としては、函館市が圧倒的に多いんですが、それに伴って、八雲町含め、他の17 の市町が恩恵ではないですけども、そういったことを受けるっていうところが今回の連携中都市圏の狙いではないかというふうに考えておします。

○12 番（三澤公雄君） はい。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） 函館市が財政負担が増えるっていう言葉を聞いた時に、ああ、そうかと思って聞いたけど、内容を聞いたらどこに財政負担が発生するのか。函館の魅力アップで取り組んでいることだし、それに関する付随する、それがこの近隣市町村に還元されているのかといったら、具体的には、それは僕らはこれまでも感じていないし、何か逆に学生やら、そういった卒業生が地元に残るっていうことになんか特典があった時に、その地元っていうのがこの関係市町村も含まれるようとかね、そういったやっぱり目に見えるものが今のお話聞いてても感じないんだよな。

だから、その求めなかったの、市町村は。僕らはちょっと少ないよっていうようなことは。

○政策推進課長（宮下洋平君） 議長、政策推進課長。

○議長（大久保建一君） 政策推進課長。

○政策推進課長（宮下洋平君） 具体的にその交付税の、これは国の制度で決まっているものですので、中心市が交付税が上がるっていうのは、もうこれは政府で決まっているものであります。先ほどの人材とか、観光とかも含めて、函館市だけで完結するのではなくて、広域の観光、そういったものを函館市だけで議論して、函館市だけが恩恵を受けるということではなくて、関係市町がそれぞれ恩恵を受けられるようにさまざまな取り組みをしていくというのが最大の目的なのかなというふうに思っております。

あと、人材の育成というところであっても、地域未来大学。まあ、これは広域の大学でありますけれども、函館市が中心に作った大学でありますけれども、そういったところの人材を函館市だけで抱えるのではなくて、地域のほうにおとしていくというか、地域に目を向けていくというような仕組みにしていくということで、医療の部分もそうですね。

例えば、先日打ち合わせの中での話を聞いた中では、看護のいろんな専門的な看護の分野というとなんですけれども、そういった市立函館病院の看護師さんが持っている資格、そういう技術を各地の病院にこう教えていく。そういったところも取り組みとして入っておりますので、交付税のだけで考えると、あまり魅力がないのかもしれませんが、取り組みとしては、すごく見ていて連携する価値があるのかなという考えております。

○12 番（三澤公雄君） はい。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） しつこいようだけれども、函館市がそういった観光だとか、いろいろな函館への集客関係人口拡大とか取り組んだときに、意識してね、渡島の近隣市町村だとか、檜山っていう意識が僕は函館から感じたことないんだよね。

逆に、周辺の道南の市町村のほうで函館圏に来た人をいかにこちらに收容してもらうかだとか、若者たちの取り組みも、郡部から函館に働きかけてるっていうほうが圧倒的に。まあ、立場がそういう立場だから、そういう見方をするんだけど、函館にはそういうものが感じられないもんね。

こういうことを訴えるのであれば、積極的にその姿勢を変えてもらえるということは、担保してもらわないとなと思って発言させてもらいました。以上です。

○政策推進課長（宮下洋平君） 議長、政策推進課長。

○議長（大久保建一君） 政策推進課長。

○政策推進課長（宮下洋平君） すみません、先ほどご説明少ししたんですけど、定住自立圏構想の中には観光系分野というよりは、生活に関するものっていうところが主でして、今回の連携中枢都市圏構想になることによって、その観光という部分も一層強化するという事で、今まで函館市だけがその自分のところだけいいというような考え方でやってたかということは、ちょっと私は申し上げませんが、今後はですね、そういった視点でですね、取り組みをしていただけるということは、期待をしております。以上です。

○副町長（竹内友身君） 議長、副町長。

○議長（大久保建一君） 副町長。

○副町長（竹内友身君） 三澤議員の感じていることがちょっと。

○12番（三澤公雄君） 訂正してもらえたら訂正してもらって。

○副町長（竹内友身君） 訂正はしないです。

○12番（三澤公雄君） 僕の考えを訂正するなら。

○1番（斎藤 實君） いや、同じだって。

○副町長（竹内友身君） おそらく皆さん目に見えてわかるのは、ドクターヘリの部分だと思うんです。ドクターヘリは、今の定住自立圏の中でやってますので、ああ、これはすごいありがたいもんだなというのはわかるんですけど、他がなかなか目に見えてこないというのは正直事実だと思います。

ただ、特別交付税の措置が各自治体にあるということで、それが魅力というのは財源のことであるんですけども、連携項目の中で、何がしたら具体的に八雲のためになっているんだっていうのがおそらく見えないから、今の三澤議員のようなお話かと思いますので、そのあたり追加したりしてきたこの観光だとか、高度医療の関係だとかっていう文言ありますから、その辺はちょっと周辺自治体ともですね、何か感じている部分があれば、発言の機会を設けてですね。

○12番（三澤公雄君） タッグ組んでさ。

○副町長（竹内友身君） やっていったほうがいいかなと私も思いますので。ただ、正直今まで定住自立圏の時もちょっと温度差はあります。

函館を中心に七飯北斗は固まりやすいんですけど、どうしても渡島北部檜山となるとですね、遠いということもありますし、ちょっと事情が違うのかなというのはちょっと私も前企画担当やってて。

○12番（三澤公雄君） それは、農協運営でいやなところ。

○副町長（竹内友身君） ちょっと気持ちは十分お察しいたします。

○12番（三澤公雄君） ドクターヘリの話されたけど、ドクターヘリは、医療が向こうに函館圏に固まってるから函館に行くためについていう思いで、負担金っていうのは、その基礎の数字とかね。函館と患者を出しているこういった近隣町村と割合違うのかな。それとも、平等割。いや、患者を呼び込んでからさ。なんていうの、平等で割られてもおかしいなと思うしさ。

○政策推進課長（宮下洋平君） 議長、政策推進課長。

○議長（大久保建一君） 政策推進課長。

○政策推進課長（宮下洋平君） ちょっと今数字は持ち合わせてないんですけども、市立函館病院等にヘリポートを設置するとかですね、あと、医師が。おそらく八雲総合病院の医師も当番で行

かれていると聞いてたかと思うんですけど。まあ、圧倒的にですね、おそらく函館市の負担が多いんじゃないかなというふうに思っております。

ですので、負担金の部分が大小というのがちょっと今持ち合わせたいので申し訳ないんですけども、おそらく函館市の負担というのが多いんじゃないかと感じております。

○議長（大久保建一君） 他。

○10番（関口正博君） ちょっといいですか。

○議長（大久保建一君） 関口議員。

○10番（関口正博君） すみません。議会の意見として、先ほど三澤さんの意見がそうかと言えば、僕はそうではないと思って。今度、これから定住自立圏の時もそうだったけど、これ生かすも殺すも、まず八雲町がどうやって1,800万円の値のことを提供できるかというところにもかかってくるかと思うんです。

当然函館市はホストですから、事務だとかそういう部分で莫大な財政負担というのは当然伴ってくるんでしょうから。でも、1,800万って額もそれぞれ自治体にすごく大きいので、むしろ同じスタートラインに立って、これまではそういうものはなかったんでしょうけど、今度はお金が発生する以上、渡島檜山を合わせた函館抜きの1,800万がスタートラインなるんで、どういう自治体が働きをするかというところも図られてくると思いますので、そこはちょっと八雲としても他の自治体に負けないような取り組み自体というのをちょっと期待していきたいな。

連携は、これからも切っても切れないものでしょうから、渡島檜山一丸となって、いろんな問題に対応していかなきゃならないってなったときには、ぜひ八雲町の自治体としての実力を議会共々見せていくようなものにしていければいいな、というふうにそれは思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 答弁はいいですか。

○10番（関口正博君） いいです。

○議長（大久保建一君） 他。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） なければ、一番のこの連携中枢都市圏構想については、報告済みといたします。

【政策推進課職員退室】

【環境水道課職員入室】

○議長（大久保建一君） 続きまして2番、渡島廃棄物処理広域連合クリーンおしまの火災等の状況について、報告をお願いいたします。

○環境水道課長（上野誠君） 議長、環境水道課長。

○議長（大久保建一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（上野誠君） それでは、クリーンおしまの火災に伴うごみ処理の対応条件につきまして、これまでに二度ですね、文教厚生常任委員会において報告させていただきましたが、本日は、クリーンおしま焼却施設の復旧対応および今後の事業運営方針につきまして連合事務局からの

一定の方向性が示されましたので、本日この会議において、報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今後につきましても、状況の変化に応じて報告をさせていただきますので、ご理解を賜りたく存じます。それでは、お配りしております。資料に沿って説明いたします。

まず、1つ目、火災発生からこれまでの経過についてです。

火災につきましては、4月29日午前5時40分ごろ、クリーンおしま焼却施設のごみピット内から出火し、以降、処理を通じた消火活動が行われ、発生から5日後の5月4日完全消火により、鎮火となっています。出火後、ごみピット内には、現在も約2,000トンのごみが滞留しており、クレーン設備が再稼働しない限り、滞留ごみを場外に搬出できないことから出火原因の特定には至っていない状況です。

構成市町においては、火災発生当日のごみ収集を中止した町もありましたが、5月4日から、1市9町すべて収集を再開し、5月4日から函館市において代替処理が開始されました。

以降、資料記載の時系列により、現在6か所の処理施設において、1市9町の一般可燃ごみの代替処理されている状況となっております。

2つ目、八雲町の可燃ごみ処理の状況についてです。

八雲町の代替処理の状況ですが、日々収集される可燃ごみは、リレーポートに搬入した後、アームロール車により、岩内地方衛生組合および苫小牧市沼ノ端クリーンセンター、札幌市駒岡清掃工場へ輸送し、現在のところ収集全量が処理されている状況にあります。

仮置きごみにつきましては、登別クリンクルセンターへのダンプトラックによる試験輸送が9月2日および5日に実施され、2日は1.09トン、5日は1.68トンが輸送されたところであり、9月12日および19日にも輸送が行われる予定となっております。

次に、仮置きの状況です。8月31日時点で家電ごみ約387トン、可燃粗大ごみ約73トンとなっております。

次に、今後の処理見通しです。これは、現時点での連合事務局の見解となります。火災発生からこれまでの排出量実績から推計すると、令和9年3月31日までに排出される日々収集と可燃ごみは、現在の受け入れ先への輸送により、全量処理される見込みとなっております。

仮置きごみにつきましても、全量を輸送する計画で受け入れ先との協議を継続しております。仮置き粗大ごみにつきましては、民間施設での処理を検討している状況ですが、新たな費用が発生する点や一般可燃ごみと比較して腐敗や正常変化の進行が緩やかである点などを踏まえ、処理の優先順位としては、低い状況になります。

3つ目、焼却施設の復旧についてです。

復旧方針につきましては、焼却施設の中核設備である熱分解ドラムおよびボイラーに重大な損傷がないことが確認されたことから、施設を修繕して早期復旧を図る方向性となりました。

資料2ページです。

次に、復旧までの工程です。連合の予算編成等手続きが順調に進み、令和8年10月末までに復旧工事にかかる契約が締結できた場合には、あくまで目標時期ということではありますが、令和10年4月の施設再稼働が示されております。

次に、復旧費用です。工場棟の復旧に 93.6 億円、管理棟の復旧に 4.7 億円の合計 98.3 億円と示されたところでありますが、現時点で把握できる施設の状況と想定される復旧内容に基づいた見積額であり、最終的な確定額ではないということです。

次に、構成市町の費用負担割合についてです。

復旧費用にかかる構成市町の負担割合は、広域連合規約において定める施設建設費の負担割合を適用し、均等割 30%、ごみ処理実績割 70%として算出した金額をもって、構成市町の負担額とするということです。

資料の最後のページに添付しました資料 1 に、あくまでも仮の計算ですが、構成市町それぞれの負担額が記載されております。

ケース 1 として、98.3 億円を全額起債で賄うとした場合、八雲町の負担額は 12 億 5,612 万円。ケース 2 として、保険金を充当した場合の八雲町負担額は、7 億 3,682 万円という試算になっております。

1 つ目、復旧工事に要する財源等についてです。災害共済保険金を復旧工事費の財源として充当を見込んでおりますが、保険金につきましては、現状復旧に該当する工事の範囲、火災に起因しない経年劣化部分の取り扱い、工事費の妥当性などについての十分な損害鑑定が行われていないため、現時点では保険対象額および支払額が確定していない状況であります。

また、保険金額が確定した場合であっても、実際の支払いは復旧工事の完了後となるため、工事完了を予定する令和 10 年度、または、それ以降まで保険金が歳入されない可能性があるということです。

このことから、令和 8 年度から令和 10 年度までの工事期間中の予算においては、保険金を歳入財源として充当できないことを前提に各年度の復旧財源を確保し、予算編成する必要があるということになります。

次に、起債の関係です。活用を想定する地方債は 2 種類であり、その 1 つ目。一般単独災害復旧事業債は、充当率 100%で、その管理償還金の 47.5%から 85.5%までが財政力に応じて普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債であり、この起債が適用された場合には、構成市町の実質的な負担額を軽減できる有利なものとなりますが、適用の可否について現時点で未確定であるということです。

起債のもう 1 つは、火災復旧事業債です。充当率は 100%であり、復旧費の財源として確保できる一方、その元利償還金に対する地方交付税措置がない地方債であることから、構成市町の負担は重いものとなります。

5 つ目、広域連合における復旧費予算の計上についてです。

工場等の復旧工事は、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 ヶ年度。管理棟の復旧工事は、令和 8 年度から令和 9 年度までの 2 ヶ年度を想定していることから債務負担行為を設定することとなります。

資料 3 ページです。次に、財源上の整理についてです。

これまで述べました、復旧工事費、保険金額、有利な地方債の活用について確定していないその一方で、それらの確定を待ってから復旧にかかる手続き等を開始した場合、工事着手の遅れに伴って施設再稼働時期にも遅れが生じ、その間の代替処理費がさらに増加することとなります。

そのため、復旧工事の早期発注を再優先事項として、保険金や有利な地方債の適用が不明確な現時点でも必要な予算を確保できること。また、一時的ではありますが、構成市町の財政負担を抑えられることから、交付税措置のない災害復旧事業債を充当する方法を基本として、予算計上に向けた手続きを進めることが提案されております。

保険金額の確定および有利な起債の適用が可能となった場合には、予算の補正、地方債の整理、構成市町の負担金の精査を行うこととして整理したいとするものです。ここまでは、可燃ごみ代替処理の状況と施設復旧に関する内容となります。

次に、3つ目クリーンおしま施設整備の将来方針についてです。

施設更新の必要性ということで、平成15年に教養を開始した現焼却施設について、教養開始から30年を経過する令和15年度以降の将来方針について、火災発生以前から検討が進められたところであります。

このたび、修繕により現施設を復旧しても施設の老朽化が進行している状況に変わりはないため、将来施設の更新に向けた検討は並行して進める必要があり、現施設の復旧と将来施設の更新はいずれか一方を選択するものではないということで、将来の更新に向けた準備も中断することはできないということです。

また、これまで令和15年度の新施設稼働を想定して検討が進められてきましたが、建設業界における人手不足、資材価格や労務費の上昇、工期の長期化などにより、公共事業を取り巻く大きな環境の変化により、令和15年度の供用開始は厳しい情勢にあることから事業改訂や供用開始時期を改めて検討する必要があるとされております。

なお、この将来の施設整備の件に関しましては、施設における規模を建設し、リレーポートの必要性、発注方式や財政負担等について、現時点において不確定要素が多分にありますので、今後の生産によりもう少し具体的になりましたら、報告協議を行わせていただきたいと存じます。

最後に7つ目、構成市町の財政負担の見通しです。これまで述べましたことを総括いたしますと、今後、代替処理費、復旧費、将来の更新費の財政負担が生じることとなります。

現時点では、財政負担を左右する国等の財政措置、地方債の借入れおよび償還検討が確定しておりませんので、具体的な将来負担を算定することは困難であるということですので、ご理解をお願いいたします。

以上、現状を整理しました事項につきまして、本日の報告とさせていただきます。

○議長（大久保建一君） はい。報告が終わりました。

これについて、まず八雲町からの選出議員のほうからは、特に何かこれについて発言がありますか。

○10番（関口正博君） いや、今課長が報告されたことが全てです。

○議長（大久保建一君） はい。それでは、今の報告におきまして、質疑ある方は挙手のうえ、お願いいたします。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） いいですか。

（「はい」という声あり）

○議長（大久保建一君） それでは、以上をもちまして、報告済みといたします。

町長側は、もう以上でいいですか。それでは退席、ご苦労様でした。

◎その他

○議長（大久保建一君） 続きまして、その他に入ります。その他、八雲町議会 DX の進捗状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○議会事務局議事係長（千代貴大君） 議長、事務局。

○議長（大久保建一君） 事務局。

○議会事務局議事係長（千代貴大君） それでは、八雲町議会 DX の進捗状況について、ご説明いたします。

八雲町議会では、議会 DX の実現を図るため、タブレット端末およびペーパーレス会議システムの導入を進めております。

まず、1 番の議会タブレット端末等の導入状況についてであります。タブレット端末として導入する iPad 本体及び液晶ディスプレイにつきましては、既に購入を完了しております。また、ペーパーレス会議システムにつきましては、既にシステムの導入を完了しております。

2 番目、今後のスケジュールについてであります。

まず、タブレット端末の貸与に向けて、運用基準の整備を進めており、施行予定日を9月18日としております。あわせて、議員の皆様を対象とした操作研修会を令和8年9月18日午後1時半に開催し、ペーパーレス会議システムの基本操作や資料閲覧の方法等について説明いたします。

その後、3 番目ペーパーレス会議システム試験導入でございますが、令和8年10月以降を目途として試験導入を開始し、本会議や各委員会においてタブレット端末の活用を進めてまいります。

試験導入は、従来の紙資料とタブレット端末を併用しながら運用を行い、操作面での課題や運用上の改善点を確認します。

その後、4 番目、試験導入の結果を踏まえ、準備が整い次第、本格運用へ移行する考えであります。本格運用後は、会議資料の電子化を原則とし、タブレット端末を活用した議会運営を目指してまいります。また、会議の次第、各種通知、ご案内の文書、議案、予算書決算書など今まで配布されてきた紙資料については原則廃止する方向で進めてまいります。

5 番目、会議の委員会等のリモート出席。委員会等会議へのリモートの出席が叶うよう規定等の整備を進めてまいります。降雪期、雪が降る前の令和8年12月頃までを目途として進めてまいります。

最後に、3 番目、期待される効果についてはご記載のとおりであります。

以上、八雲町議会 DX の進捗状況についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） はい、説明が終わりました。この DX について、何か質疑がある方がいれば、受け付けいたします。

○12 番（三澤公雄君） はい。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） 18 日のこと書いているけど、明日なんか勉強会やるって言ってたっけ。違ったっけ。俺の日程書き間違えかい。

○議会事務局議事係長（千代貴大君） 議長、事務局。

○議長（大久保建一君） 事務局。

○議会事務局議事係長（千代貴大君） 各日程の調査の時に 11、18 って候補をあげた時の 11 日だったと思うんで、すいません。

○12 番（三澤公雄君） それが 18 日で決定。

○議会事務局議事係長（千代貴大君） 18 日で決定されております。お願いいたします。

○議長（大久保建一君） はい。他ありますか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） それでは、これも報告済みといたします。

続きまして、次八雲町議会ハラスメント防止条例施行規則についてお願いいたします。

○議会事務局長（野口義人） 議長、局長。

○議長（大久保建一君） 局長。

○議会事務局長（野口義人） 本規則につきましては、さっきの 6 月定例会において、町議会ハラスメント防止条例を制定しましたので、それに伴いまして、試行運用にあたり、事務手続き上必要な項目を定めたものでございます。

なおですね、さっきの議会運営委員会のほうでこの内容で承認を得ておりますので、説明は省略いたします。記載のと通りの制定内容となります。あと、最後にですね、最後の最終ページのほうをご覧くださいと思います。

資料の最終ページは、規則で規定しました謝礼金および企業弁償の支給についての金額を支払い要領で規定したものでございます。

議長が任命した外部委員として、弁護士日額 2 万円、学識経験者日額 6 千円の支給と合わせて、費用弁償を町職員の旅費、支給相当額をお支払いすることを規定しております。

なおですね、金額の設定根拠につきましては、八雲町非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例を参考に 2 万円と 6 千円にするものであり、ともに職種区分により、非常勤条例と同額で設定した内容でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） はい。説明を終わりましたが、これについて何か質疑があれば受け付けいたします。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 特にございませんね。

（「はい」という声あり）

○議長（大久保建一君） それでは、その他を終わります。

他に何かお持ち合わせの方あれば。何かあれば、よろしいですか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） はい。それでは、以上をもちまして、令和 8 年第 15 回全員協議会を閉会いたします。お疲れ様です。

〔閉会 午後 0 時 15 分〕